

平成 21 年度北九州市地方独立行政法人評価委員会（第 3 回）

日時：平成 21 年 8 月 6 日（木）

14:00～16:00

場所：本庁舎 5 階 特別会議室 A

（事務局）

それでは、時間になりましたので、「平成 21 年度第 3 回北九州市地方独立行政法人評価委員会」を開催いたします。

それでは、石田委員長、議事・進行をよろしく申し上げます。

（委員長）

皆さま、こんにちは。それでは、議題に沿って進行してまいりたいと思います。

最初の議題は、本日は北九州市立大学の平成 21 年度の年度計画について、これについて後で事務局ほうからも説明もあろうと思いますが、まず、大学のほうからの説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

《大学事務局より、「北九州市立大学の平成 21 年度の年度計画」の説明》

（委員長）

ありがとうございました。ただ今のご説明に対しまして、委員の皆様、何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。よろしゅうございましょうか。

（一同「はい」の声）

（委員長）

分かりました。それでは、次の議題、平成 20 年度の業務実績の評価についての議題に移りたいと思います。評価の進め方については、事務局のほうより説明をお願いいたします。

《事務局より、「平成 20 年度の業務実績の評価」の進め方について説明》

（委員長）

分かりました、ありがとうございました。

それではまず、ただ今の順序に従って、大学のほうからご説明、よろしく願いいたします。

《大学事務局より、「平成 20 年度の業務実績」に関する報告》

（委員長）

ありがとうございました。委員の皆さま、それぞれ、質問項目等をお書きいただいて、それに対して、大学側から資料等を踏まえてご説明がございましたけれども、今のご説明に対して、お聞きしたいこと等がございましたら、どうぞ、おっしゃっていただければと思いますし、それから、そのほかの点でも結構でございますので、何かご質問等、ごさい

ませんか。どうぞ。

(委員)

中期計画の11番についてですが、これはもっと情報系の技術の教育をしてはというふうに申し上げたわけではなくて、経営系だと経営マネジメントを学ぶ上で、ITというのはツールになるわけで、これをどう使うかというのを教えるのが目的かなと思っております。

ご回答のほうがちづくりをしようとして、どんな建物を建てましょうかというのをやらないといけない人たちに、大工技術のくぎ打ちを教えていますよというようなイメージが少しあったりしてですね。

ここの趣旨としては、経営マネジメントにITをツールとしてどう使うかということをもう少し教えたらどうだろうかというような意味合いでございました。

(大学事務局)

ITそのものがツールであるということは、ご指摘のとおりで、それが目的とはなり得ないわけなので、そのための基礎的な講義としては、基盤教育で実施しているというのは回答したとおりでございます。

(委員)

中期項目の のところに関連するのですが、理由を全体に記載してほしいというのは、前回、私も説明を聞いているので分かっているのですが、最終的には実施状況しか表に出ませんので、そこだけ読むと年度計画と実施計画を見たら、実施計画でこういうふうにします、実施状況でこういうふうにしましたとしか書いていないようにしか見えないのです。それでなぜ なのだというのが、どうしても分からないのです。

それで、中期目標の中でより進んでいるんだというようなことを実施状況のところの説明を入れておかないと分からないのではないだろうか。私も何度説明されても、そういうことを求めているのではなくて、そのこと自体、ここの中に書き込まないと、特に先に進んでいますからという理由で が付いた項目に関しては、基本的に年度計画と実施状況が、やります、やりましたの形になっているからですね。

第三者がインターネットとかで見たときに、何でこれが なんだというところが出てくるのではないかと、それを私は危惧しているだけです。

同じような内容で、中期目標の66番ですね。CRESTのことが書いてあって、グローバルCOEプログラムに申請し採択を目指すというところで、なぜこれが出てくるのかというのは前回にお尋ねしたし、その回答はいただいたのですが、これも同じようにインターネットとかで第三者が見たときに、これいきなりなぜCRESTがここに出てくるのだというふうにしか思わないのです。それが、グローバルCOEプログラム取得と何の関係があるのかというのが、全然分からないのです。そのことを盛り込むような形で書き込まないだろうかというご提案を申し上げたところです。

(事務局)

後ほどご説明いたしますけども、評価結果、事務局案として挙げているところに、委員のご提案に沿った形で整理させていただいております。

(委員)

それと、中期計画の13番で、これはどうしたものかと思うのですが、電子図書機能の

ところの評価について、年度計画では電子図書機能の評価そのものについては、文言としては何も触れてないのですが、回答からすると、22年度までの目標が、もう20年度に出来上がっているということなのですね。では、これもしかしたら になるのではないかとこのくらいに思うのですが、どうなのでしょう。

(大学事務局)

年度計画の中において、具体的に幾つということを掲げているわけではないから、中期計画の項目としては20年度に達成しましたということは言えるのかもしれませんが、年度計画内において、例えば、20のうちの18をやりますと言っておいて20になったのなら、多分、 と評価してもいいのかもしれませんが、そういう記載が年度計画の中になかったものですから、 という自己評価になったわけです。

(委員)

図書機能そのものが年度計画の中に文言として出てこないから辛い、というのがもともとあるのですね。ただそれにしても数値目標は、中期目標そのものを既に達成したということ自体が、もう になってしまってもいいのではないかと。

(大学事務局)

そういう意味で言いますと、中期計画に掲げている項目で、6年間のうち4年終わったわけですから、既に達成済みという項目は多数あるわけです。だから、これも来年度は完了という項目の中に入ってくるわけです。

(委員)

その図書館の件は私だけが特に を付けたと思うのですが、同じような意味で、もうこれ7,000冊が9,000冊になって、終わっているのだからいいのではないのということでも付けたのですが、今のご回答だと、もっとやる必要があるというわけでもないですね。

(大学事務局)

毎年7,000冊という目標でございますので、たまたま、今年度については目標を上回っていると。その上回っている程度について、大学としては の評価を付けたわけでございますけれども、委員の皆様がどういうふうな評価を付けることは、また別問題。今後もまた、7,000冊ずつを毎年整備していく必要がございますので、これはまだ、目標は完全に終わったというわけではないというふうに、我々は認識しております。

(委員長)

よろしゅうございましょうか。ほかに何か、ご質問、新しいこと、何かよろしゅうございましょうか。

その評価で、年度計画との関係ではないのですが、1点か2点、ちょっとお尋ねしたいのですが、1つは、私が中期計画の29の項目で、オフィスアワーの利用度が少し低いのではないのかという質問をしたのです。それに対しては、大学の回答は、確かに低いのだということですが、これに対してもう少し何か、1つは、現実にはオフィスアワーはどのような形で利用されているのかということが1つですね。実際どのぐらいの割合の学生が来ているのかということと、それから認知度も低いということですので、今後のこ

とになるのでしょうかけれど、どういう対応をしているのかというのが、ちょっと私、分かりづらかったのです。何かございましたら。

要するにオフィスアワーというのは、時間は設けてありますよと。そうですね。

(大学事務局)

インターネット上で、何時から何時まで、大体1時間半、一コマ取っていますけれど、その時間をオフィスアワーの時間として設けています。事前に連絡は必ず入れてくださいという先生もいらっしゃるのですが、そういうコメントを付けて動いている。

おっしゃるとおりで、非常に利用率が低いのですが、当面、平成21年度以降は、オリエンテーションなどできちんと、そういう制度があるから十分活用していただきたいということを、説明するということころまでは決まっています。

今、教務部の課題として、認識は非常にしてもらっているという段階です。

(大学事務局)

オフィスアワーを知らないというのは、ひびきのの学生も、結構多かったというふうにアンケート上ございます。これについては、私どもの執行部会議、教員の会議で検討いたしまして、基本的にはオフィスアワー的なことはやっているんだけど、学生がオフィスアワーという認識がないと。ですから、これはオフィスアワーという形で、きちんと教えるほうがいいのか、あるいはいつでも来ているのでそれで済んでいるのかというのを、関係上の問題であろうということで、今後は、今、課長が言いましたように、これはオフィスアワーであるということを教えていこうと。要するに言葉を知らないので知らなかったと、そういうようなことで。

(委員長)

確かに、理工系の場合は実験をしていますから、しょっちゅう学生との交流はしているはずだよね。そういう意味では利用はしているのだらうと思うのです。あとはどういう形で、オフィスアワーとして定着させるのか、今のような形でやればいいのか、それはどうぞ、また今後の課題として。

それから111番のところ、座談会等の回数が、私はもう少しより多くの地域であったほうが望ましいのではないかとしたことだったのですが、これについてはあまり触れられてなかったんで、これも今後増やす予定があるのかなのか、現行のままなのかどうなのかということをお尋ねしたい。

(大学事務局)

同窓会、交流会の関係でございますか。

(委員長)

そうです、中期計画111番の懇談会等の連携強化を、後援会・同窓会と強化して懇談会等を設けるといふものが、平成18年、東京、大阪に続き3回目であるというふうな形になっていますでしょう。これは、もう少し頻繁に、多くの地域でやる必要はないのでしょうかと、こういうことなのです。

(大学事務局)

これは同窓会の支部自身が、東京支部を関西支部というふうになっていて、場所はどう

しても限定があり、あとは開催回数をどうするかという話は、ひとつ検討課題ではあるのかと思います。また、経費の負担をどうするかという話も出てくるのだらうと思うのです。基本的には同窓会のほうでやっているのですね。

(委員長)

同窓会というのは分かりますけども、後援会などというのものもあるわけでしょう。同窓会だけではないわけでしょう。

(大学事務局)

後援会もごさいます。

(委員長)

だから、そういうところとの懇談会というのを、もう少しやらなくてよしいのでしょうかという内容的なところで。私ちょっと幾つか辛口で、ただ単に計画が進行するだけではなくて、内容がきっちり充実しなければということで、そういう意味で申し上げたわけです。

(大学事務局)

後援会ともさまざまな形でお付き合いをしていただくというよりも、むしろその名のとおり後援をしていただいております。ただ、後援会組織自身は、同窓会のように東京支部とか、大阪支部といった形ではないのです。ですから直接的に、例えば、国際交流関係で支援していただいたり、我々はその総会に出席させていただいたり、そういったお付き合いをさせていただいてという形になります。

同窓会・後援会等々の連携につきましては、ますます推進していかねばならないと。

(委員長)

分かりました。それから、サロンという名称ですが、そこである程度きちんとしたものが行われているというのですが、やはりアカデミックな研究報告なり何なりのところで、サロンという名称が何となく私はそぐわないような気がしているのです。そういうサロンを設けてやっているのだということも、文科省にはそれで届け出であるわけですか。

(大学事務局)

文科省は全く関係していません。大学独自でやっているものです。

内容は、1人コーディネーターの先生を決めます。そのコーディネーターの先生が、この先生に、例えば中国について自分の体験であったり、研究の成果であったりを発表しましょうと。必ず、そのコーディネーターの先生との共通点があるわけですから。そこで自分の経験等をまたコーディネーターの先生が話したりして、そしてサロンというのは、そこにまたほかの先生たちや事務方も時間のある方は参加してくださいという感じにしています。それで、来ていただいた方との意見交換だとか、そういう活動を行っています。これを月1回ペースでやっています。

(委員長)

というのは、やはり教職員のいろいろな活動、研究の報告、その他というときに、例えばの話ですが、サロンという何となく参加したい人は参加してもいいけど、参加したく

ない人はしないよという。それがいいというならいいです。自由な雰囲気だからいいといえいいのですが、やはり月1回なら月1回、定例的なものをきちんとやるなら、もう少し、今おっしゃったような形で、例えば海外研修をして帰ってこられた人が現地の報告をすとか、あるいは自分たちが特殊な研究をした中で、こういうものについてはどうだろうかということを知くなら、自由な雰囲気でのサロンというよりは、もう少し学術報告会とか、何かそういう形のほうが望ましいのではないかという気がただけなのです。

だから、自由にサロンで聞いても聞かなくてもいい、自由にいいですよというのも1つですけども、やはり研究と教育の意見交換をきちんとするなら、もう少しアカデミックな形での報告会のようなものをきちんとすると。これが例えば学会に報告したものの報告であるとか、あるいは自分が特殊な研究をしたものだとか、まして、これからサバティカルが行われます。サバティカルで海外に行ってきたと、その場合の研究成果の報告とか、そういうものをやる必要があるのではないかと。それにしても、サロンというのは、ちょっと名称的に、自由な雰囲気すぎているのではないかなという気がただけです。

(大学事務局)

委員長がおっしゃった区分に従うと、私どもの感覚で言うとどちらかという、現状は、前者に近いのかなという感覚がいたします。先生方は専門の領域については非常に深く研究されているのですが、横の方が何をされているかというのに、もう1つ何か行かないという面があって。もちろん研究内容そのものは、ホームページとか何かでどんどん広報を進めるようにしていますけれど、その横のつながりを少しでもつくりたい、なおかつ、参加しやすい名称を、雰囲気をということで、サロンというふうな名称を使わせていただいているというところでございます。

(委員長)

分かりました。承知しました。ほかに何か、委員の皆様、よろしゅうございますか。

(委員)

先ほどのご説明の中期計画の141のところ、市からの派遣職員のご説明がありまして、これは中期計画には特に数字はないということで評価はこれでよろしいかと思うのですが、これは市のほうへお尋ねしたほうがいいのか分かりませんが、この派遣職員という考え方は、独立行政法人だったときに、市としてはどのように考えられているのですか。

(事務局)

平成15年くらいに派遣法という法律が当時できました。市の職員が市の庁舎以外で働くということに関して裁判もございましたし、いろいろな経緯があって、派遣の取り扱いは例外的であるということが、その法律の趣旨に込められていまして、いろいろな手続きを踏んで派遣をするというような法律ができたわけです。

一方、北九州市立大学につきましては、市の組織でありましたが、独立行政法人の目的に照らして独法化したところで、ほかの外郭団体と同じ並びで、派遣をするというのが、その法律の趣旨ではございます。ただ、今、これだけ多くの職員が例外と言いながら派遣されているということは、やはり市立大学の、これまで市の組織の一部として運営してきた、まだ名残だと思っております。決して今の在り方が、法律と照らして考えたときに、どうなのかというのはやはりあるかと思っております。

ただその派遣職員一人ひとり、派遣法の趣旨を踏んで手続きをしておりますので、それがどうだという話ではないのですが、独立行政法人とこの派遣というものが、本来であれば、例えばプロパーの事務職員さんで構成されるというのが理想の世界としてあるのかもしれない。

ただそれは何と言っても、市立大学はもともと市の組織でございましたので、そういった形で今もなお、数十人の職員が事務局として派遣されていると。

(委員長)

それは出向の形を取っているわけですね。ですから何年かたてば戻って来られる。

(事務局)

派遣期間が最高5年でしたか。5年を限度で派遣しています。

(委員)

当然、これまで市立大学のときに、市の職員が行っていたのは、それは分かっていますけれども。

(事務局)

市の組織として行っていたわけです。何々局と同じように。それがちょっと世界が変わったものですから。

(委員)

独法になってからですね。やはり何らかのビジョンみたいなものはいるのかなと。今のお話だと、当然いろいろ考えておられるようなので。

(事務局)

委員のおっしゃるとおりだろうと思います。この評価委員会とは別のところの大きな課題です。

(委員長)

むしろ、今までの歴史的経緯もございますから、やはり独立行政法人になった場合、きちんと独自のものをおつくりになってもよろしいのではないかと思うのです。

これは、国立大学の場合ですと非常に難しいのは、官庁から教授で出向しているのがいるわけです。独立行政法人に行っていますでしょ。その前から行っているわけですから、今度独立行政法人になったら、戻れるのか戻れないのかと、非常に微妙なところも教授などにもありまして。そういうところもありますので、むしろ私は北九州市立大学の場合は先行的に市との関係をきちんとしてしまうというのが、他に先駆けてやれるのではないかという気がして。ぜひ、そういう方向が望ましいのではないかと。

(事務局)

委員長おっしゃるのは、よく分かりました。ありがとうございました。

(委員長)

よろしゅうございませうか。それでは、ご質問等もこれで終わらせていただきまして、

ただ今より、我々委員会のほうで評価の審議を行いますので、恐れ入りますが、大学関係者はこれで終わらせていただいて、ということでございます。どうもありがとうございます。

それでは引き続きまして、大学からの説明を終わりましたので、項目別評価、それから分野別評価ということの審議をしたいと思います。これに関連いたしまして、市のほうから、どうぞ説明をお願いいたします。

#### 《事務局より、「平成 20 年度の業務実績の評価」について説明》

(委員長)

ありがとうございました。それでは、ただ今の事務局からのご説明に対しまして、項目別評価、あるいは分野別評価について、どうぞ忌憚のないご意見をお願いできればと思います。何かございませんでしょうか。

(委員)

分野の部分で、計画どおりとあるすべてが または ということですが、これは要領そのものが、目安ということなので、ぎりぎりのところという判断でよろしゅうございませうか。

(事務局)

1つは、全体5つの分野がある中で、この第 〇 分野は項目数の多さがございまして、そのうちの1項目のみ ということでございます。それと委員がおっしゃったように、実施要領の中では目安という表現になってございますので、そこら辺を考えたときに、1項目で例えばCにしてしまうのかどうかというところで、事務局の案として、Bでよろしいのではないかと判断でございます。

(委員)

その個別の項目について に入れられては。一般学生のほうの成績が結構よかったからですね。

先ほどのディベートの大会でうんぬんというのもありましたけれども、私、そのところも考えて、一般学生が頑張っているし、専門にやっている人も頑張っているからいいのではないかとイメージしていたのですけど。

(事務局)

冒頭申し上げましたけれども、5人の委員の方がいらっちゃって、それぞれ評価をしていただいて、大学の評価と異なる部分というのは、今日ご紹介していないのですけれども、5人のうち1人が違う判断というのが結構あります。また5人のうち2人違うというのがありますが、これも実施要領の中で、多数決というような表現をしましたがけれども、3人の委員の方が大学評価と同じであれば、そういう形にしているということでございます。そういった事務局での検討の結果で、今日の事務局案として提出しているということでございます。

ですから、個々の委員の方々の評価は十分認識をさせていただいております。また、次



年度以降の評価にも活用させていただきたいと思っています。

(委員)

今のご説明で、中期計画の52、18ページのハラスメントの分は、どうも女性2人が厳しかったようなのですけれども、一般的にこれくらいやればすごいことだということか、ちょっとその辺ですね。見て、褒めたほかの委員のご意見も伺っておきたいなと。このくらい普通だろうと思ったのですけれども。

(委員長)

これはいろいろな事例がありまして、例えば、教員から学生に対するセクハラ、それから、事務職員の間でのセクハラ、教員の大学院生に対するセクハラ、いろいろなのがございます。非常に幅が広くて、なかなか難しいのです。全国の教授の中で、セクハラ専門の女性の先生がいらっしゃるのです。しかも九大を出た労働法の大家ですから、この先生がぜひセクハラ委員会をつくってくれというので、私のときにつくったのですけれども、それは、学部の人もきっちり入れまして、それからもう一つ見えないのは、セクハラなり、セクハラ以外のアカハラと言いますが、アカデミックハラスメント。きちっと申し述べる人の窓口を、きちっとしておかないといけない。そうしないと、なかなか申しづらいですから、そういう意味では、非常に幅広いことが必要になる。

ただ、私が個人的に評価したのは、全学生に対する防犯ブザーとか、それから教職員の夜間見回りとか、幅広くやっている点では、まあまあ大学の評価でよろしいかなと思ったのですが、ただ、内容的にはまだいろいろ不備な点もあるかと思えますし、難しいところでは。

女性の委員の方々のご意見も、最もだろうと思います。それはもう、きりがありません。私も事例たくさん知っていて、非常に何とも言えないケースというのがございまして、よほど気を付けないと、これは難しゅうございます。

(事務局)

市立大学でも、実際、過去起こっていますから。

(委員長)

そうですね。

(事務局)

はい。やはり、深刻な問題です。

(委員長)

だからもう、先ほど言ったように、学生と教員、事務職員と教員、事務職員の、それから学生の間でも問題がありまして、それで投書がいっぱい来ますから。やはり私の手元には投書がいっぱいありまして、なかなか難しゅうございます。ただ、だから大事なことは取り組むということです。これを継続して取り組むという。

要するに、ほかでも私申し上げたいところもあるのですが、一応、計画どおりやっているということと、それから、内容、質を高めてきちっとやるということと、両方を評価しないといけないと思うのです。今回は辛口の評価を幾つかしてございまして。

では、順にちょっとよろしゅうございますか。まず、分野の - 1のところでは、こ

こは、項目の書き方なのですけれども、私が質のことをいっているのですけれども、できれば、4つの項目のうち1番目と3番目はかなり積極的評価して、これを継続したほうがいいというふうになっています。それから2番目と4番目は、これからも取組みをきちっとすることを期待する必要があるとなっていますから、入れ替えておいたほうがよろしいのではないのかなと。

(事務局)

分かりました。

(委員長)

それから、先ほどの大学院の博士号の取得率なども、やはり私はやや厳しく、大学人としてみたのですけれども。これでよろしいかと思えます。

次の1ページですか。ここもやはり同じだろうと思うのです。私は少し厳しくて、全体の計画その他、進捗していて、よく見えてそのとおりで、そうそう言うことはないのです。ただ、ほかでも書いたのですけれども、各学部の教授会などがどういうふうに反応をして、どういう形で評価をしているのか、そのところがちょっと見えないのです。これは恐らく、自己点検、自己評価の中に、あるいは反映されていてそこに挙がっているのかなという気がするのですが、やはり、学長、理事長のリーダーシップでやっているということはよく分かってよろしいのですけれども、各学部教授会がどの程度、どういう形でやっているかというのが、もう少し今後見えるようになるといいなという気持ちで書いています。だから、それをむしろ一番下にしたほうが、やはりよろしいのではないかなと。

(事務局)

分かりました。

(委員長)

それから、1のところ、これはこの前、委員もおっしゃったと思えますし、私もそう思っているのですけれども、この退職手当については、市と大学の間できちんと方針を固めておくというのですが、それは方針としてはよろしいと思うのですけれど、ここは、退職手当引当金の問題ですから、退職手当引当金というのは、ある程度きちとした形で、いわゆる経理上の問題で、そのところはどうかでしょう。退職手当引当金として、きちっとする必要があるのだということを言わなくていいのか。その辺、どうかでしょうか。

(委員)

前回のお話では、今後はきちんと予算措置をして、必ず退職金を出しますという話でしたから、それが守られるのであれば、引当金はやはり要らないのだろうと思います。

(事務局)

運営費交付金の通常の運営分と人件費については、人件費の分はあくまでも人件費として査定をして、あとは別途運営費交付金の事業費分をプラスするという形にしていますので、委員がおっしゃられている退職手当の部分については、別に計算して出すということです。

(委員長)

ただ、それは分かるのですけれども、私の感じでは、これは20年度の評価ですから、20年度そういう形を取っていないわけですから、そこはやはり、本来ならば退職手当引当金がきちっと積まれていてやるべきだという形を取って、なお、今後の取扱いは今後の問題になると思うのですね。そのところはよろしいのかどうかということなのです。

(委員)

私も気になるのは、この20年度が特別ですという、その特別が発生する頻度というか、そのあたりが分からないので。

それだったら、引当金にしておいたほうがいいと。

(委員)

分からないから、同じようなことが出てきたら、制度的に担保されていないとか、そういう問題になってしまいますね。

(委員長)

きちっとしておいたほうが、間違いないと。これは、一般的に民間の企業でも同じでして、もちろん退職手当引当金もさることながら、企業年金などだって、全部外にきちんと積むようになっているわけでしょう。そうすると、そのところは明確にしておかないと、やはりいけないのではないのかなと。特に20年度としては、やはりそこは、特別だという理由が、やはり、ちょっと分かりかねますからね。

(事務局)

20年度の分野別評価の表現として、今後のところはともかく、20年度の評価としての表現を書くということですね。

(委員長)

そう思ったのですけど。ほかの委員の方々の意見も踏まえて。

(委員)

市のほうが全部補てんしますよという取り決めをやめて、交付金の中で積みますから、その場だけ引き当ててくださいというようにやり替えた方がいいのではないかなという気はしますけどね。

この間、私、過去勤務の債務については5年とか言っていましたけれども、後発過去勤務の債務の間違いでして、最初にその制度を作るときに、既にある過去勤務債務については15年とか20年とか、結構長いスパンで積んでいきます。

ですから、市の方としても、今後も財政事情が厳しくなって、出せるかどうか分からないから、今後は運営費交付金の中で手当するから、その中で引当金を取ってくれということに変わりましたと。その代わりに、出たときに自分で負担するということが変わりましたということになったら、21年度から引当を取ればいいだけの話で。

(委員長)

そうしておかないと何かあったときに、市におんぶされるというのでは独立行政法人の意味がございませんし、それから、ここにも書いてあるような形で、「退職者の状況が大学

に支障を」という、漠とした表現になってしまいますから、やはりもう少しきちっと、何らかの形であったほうが良いような気がしたものですから。

(委員)

ここの退職手当のことについては、項目の中で出てくるのですか。

(事務局)

中期計画自体の項目はないですね。ただ、これは、財務状況の話のところでは議論が出た話なのです。

(委員)

最終的に剰余金の処分のことに関して意見をというのがあるから、その中で、出てきた剰余金は、本当は違っていたのではないかという話にいつているところだけなのです。中期計画の評価の話とは違うところで、お話しが出ているところなのです。

(委員長)

では、ここは削って。

(委員)

ここは、削ってしまって構わない。今後、剰余金処分に関するところの中で、助言をするというのがありますから、その助言をするときに、今までの利益は本当によかったのかという疑念が出てきたということになりますからね。

(委員長)

そうですね、だから、むしろそういう形で剰余金処分に挙げるところで、委員会の補足意見としてという形で、むしろ入れたほうがいいのかも说不定い。

(委員)

今年度の剰余金の処分に関して意見はないのですけれども、結果的に過年度の剰余金によかったのかということについて、補足意見というか、確か、役割は別々でしたね、この評価と剰余金処分は。

(事務局)

そうです。

(委員)

そういった意味では、ここの枠だけ外して。

(委員長)

そうですね。ここからはカットするような方向で。

(事務局)

その方向で、来週、お示しさせていただきます。

(委員長)

あと、何かございませんか。よろしゅうございましょうか。  
そしたら、最後これ、全体評価の問題になりますね。

《事務局より、「平成 20 年度の業務実績の評価（全体評価）」について説明》

(委員長)

ありがとうございます。これについて、まず何か、委員の皆様、ご意見ございませんでしょうか。

(委員)

これでいいのではないのでしょうか。

(委員長)

では、私が若干いいですか。

2つあるのですが、1つは、4番目の評価できるという、「志願者が増加していることは大学の努力の成果」。だから、評価できるのですけれども、このところ、もっと少し地域貢献とか、非常に高い地域貢献とか、あるいは研究成果とか、そういうものを踏まえてトータルとして志願者が増加して評価できるというふうにはできないでしょうか。ただ単に、これだけになってしまいますと、受験生を集めるために一生懸命努力したというだけにとらえられがちなのです。

ですから、そういうのではなくて、志願者を増やすために努力した結果だけではなくて、大学の努力の成果というのは、そこに何をを入れるかということなのですが、もう少し、やはり大学がいろいろな点で改革も進め、研究教育を充実させ、そして、地域貢献も非常に進んで、特に何でしょうか、学生への支援の問題ありましたでしょう。学生の支援などが非常によくなってきていると、そういうものを含めてトータルで志願者が増えて、そういう点で評価できるというような形で、もっと、より総合的に評価したほうがいいのではないのかと。

そうしたら、それは、2番目に持っていったほうがいいのではないのかなということでも1つ。総合的な意味で評価をしたいと。大学を喜ばせるためにやるわけではないのですが、そういうことで評価されているのだと、市民も納得すると思うのです。

その中で、ここにある2番目が、さらに今後、教育の質を高めることはこうだとかというように出てくると。いきなり2番目がどんと出てくるより、もう少し、やはり褒めるところは褒めて、評価するところは評価して、その上で今後のことをやるべきではないのかなという気がしたのです。

それから、もう1つは、下から2番目の英語教育なのですけれども、個人的な感じでは英語教育だけでなく、やはり全体のほうも。英語教育の問題というのは、ここに載せるべきものなのかなという気がしたのです。例えば、財務運営などというのは、非常に大きなことですよね。もともと英語教育は一生懸命やってきているわけで、だから、それはここに載せるのではなくて、むしろ教育分野のところに入れていいのではないのかなという気がしたので、少し、ご検討を。

(事務局)

よく分かりました。

(委員長)

やはり、全体として大きな項目からやっていって、細かなものは、それぞれ分野別のところで入れ込むあたりでよろしいのではないのかなと。

これは、私の意見です。ほかの委員の方々のご意見もございましょう。

(委員)

1つだけ、細かなことなのですが、丸の3つ目、年度計画等の取組みについての次に、中期目標という言葉が出るのですが、中期目標と中期計画は違うのですか。ちょっとそこが、私もよく分からなくなって。

(事務局)

中期目標は、市が大学に求めるもので、6年後にはこういったところまで到達してほしいという市が求めるもので、中期計画は、市が示したものに対して、大学がこういうふうに行っていくと、実施プランを作っていくというのが中期計画です。

(委員)

では、これは、やはり市からのオーダーに従って、中期計画、年度計画を作っているということなのですね。これは目標でよろしいわけですね。分かりました。

(委員長)

そうしたら、そこをもう少し明確にしたほうが、今のような言葉を少し加えたほうが、一般の方々に分かりやすいと。だから、市のほうの策定する中期目標に対して、大学としての年度計画等との連動性というような形で、何かちょっと加えたほうが。ここは全体評価ですので、おっしゃるとおりだと思うのです。

(事務局)

そうですね。

(委員長)

どうぞ、ほかに。よろしゅうございましょうか。

それでは、こういうことで、最終的には、来週11日ということですから、お願いしたいと思います。

それでは次に、議題の3の「平成20年度における北九州市立大学の財務諸表の承認及び剰余金の翌年度繰越承認」について、事務局のほうからご説明、お願いいたします。

《事務局より、「平成20年度における北九州市立大学の財務諸表の承認及び剰余金の翌年度繰越承認」について説明》

(委員)

先ほどの話は。

(委員長)

その関連はどうなるのでしょうか。

(委員)

その中で、どう整理するかの問題なので。

(事務局)

この20年度の財務諸表、もしくは利益処分について、ご意見という形でいけば、この20年度の部分については、この言い方でよろしいかなと思っております。ただ、先ほどのお話であれば、財務の中で退職手当の項目について、別途、ご意見を付すという形になると思います。

(委員)

別途というか、それは財務諸表の中から読み取れるわけではないのですか。

(委員)

先ほどの利益処分の項目で出すと。利益処分のこの承認の部分で出すとかいう話ではなく。

(委員)

今期の利益処分については、これは、それでいいのです。過去に本当は引当金がないといけなかったのではないか。そうすると、その分だけ、過去の利益処分そのものが、繰越額がもう少し小さかったのではないのですかという話に、今、なっているところなのですね。

(委員長)

だから、別途といって、ほかでやるわけにはいきませんか。そうすると、これでは、1と2については、意見はないと。これはこれでよろしいのだと思うのです。それで、なお書きかただし書きか、何かで補足意見としてと、というようなことはいけませんか。

(事務局)

それは検討しましょう。

(委員長)

先ほどのお話で、今日、これをお出しすると言ったのですが、そしたらこれは、今日というリミットがあるのですか

(事務局)

いえ、それは大丈夫です。

(委員長)

今度の11日に議論して、そこで決定するということによろしゅうございましょうか。

(一同「はい」の声)

(委員長)

1と2については、もうそのとおりで、意見はないのですがということで。

(事務局)

はい。

(委員長)

では、そういうことで、この意見書の決定は11日ということでよろしゅうございましょうか。

(事務局)

はい、分かりました。

(委員長)

よろしくお願いたしたいと思います。それでは、今後の予定を事務局のほうから説明をお願いします。

#### 《事務局より、「今後の予定」について説明》

(委員長)

ありがとうございます。確認しますと、今のお話して、年度中ですか、12月までというのですか、それとも3月。

(事務局)

年度中2回くらいとかなと思ってございます。タイミング的には、年末、年度末くらいのイメージかなと思っています。

(委員長)

そうですか。ということは、年末までに1回、それから年度末までにもう1回、そのくらいですね。分かりました。

よろしゅうございますか。ありがとうございました。

何か、それについてご意見、よろしゅうございましょうか。

(一同「はい」の声)

(委員長)

ありがとうございました。特にご意見等ございませんようですので、本日の委員会、これで終わらせていただきます。終わります。